

# 青森県報

号外第百七号

平成二十八年  
十二月二十六日  
(月曜日)

## 目 次

人事委員会 人事委員会規則七 五五(復職時等における号給の調整)の一部を改正する規則	(職員課) … 一
人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則	(同) … 一
人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する規則)	(同) … 二
人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則	(同) … 四

## 人事委員会

人事委員会規則七 五五(復職時等における号給の調整)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 五五(復職時等における号給の調整)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五五(復職時等における号給の調整)の一部を次のように改正する。

別表中 大学院修学休業の期間

を

大学院修学休業の期間

に改め、

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号) 第十一条に規定する介護休暇の期間

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号) 第十一条に規定する介護休暇の期間

12以内

を削る。

### 附 則

#### 1 (施行期日)

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

#### 2 (経過措置)

改正後の人事委員会規則七 五五(復職時等における号給の調整) 別表の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」

を「期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号の次に次の一号を加える。

十 勤務時間条例第十六条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

人事委員会規則一三 八（職員の仕事時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一三 八（職員の仕事時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八（職員の仕事時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「その子」の下に「（勤務時間条例第八条の二第一項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。次項、第六条の五第二項、第六条の八第二項及び第十四条第一項を除き、以下同じ。）」を加える。

第六条の四第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつた場合

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七條の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合

第六条の四第一項に次の一号を加える。

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間条例第八条の二第一項に規定する職員に該当しなくなつた場合

第六条の七第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつた場合

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八十七條の二

第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合

第六条の七第一項に次の一号を加える。

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間条例第八条の三第一項に規定する職員に該当しなくなつた場合

第六条の十第一項に次の二号を加える。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八十七條の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間条例第八条の三第二項又は第三項に規定する職員に該当しなくなつた場合

第六条の十一中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「及び同条第二項各号」を「から第五号まで及び同条第二項各号」に、「第六条の九第一項中「同項又は同条第三項」とあるのは「同条第三項」と、「ならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項、第三項及び第五項並びに前条第一項及び第二項中「勤務時間条例第八条の三第二項又は第三項」とあるのは「勤務時間条例第八条の三第三項」と、第六条の九第二項及び第三項中「を「第六条の九第二項中、「同条第二項」とあるのは「それぞれ同条第二項に規定する支障の有無」と、同条第三項中「第八条の三第二項又は第三項」とあるのは「第八条の三第三項」と、「に改め、「これら」とあるのは「同条第三項」とを削る。

第十四条第一項中「第十五条第一項の」の下に「その他」を加え、「であつて職員と同居しているもの」を「（第二号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、第三項及び第四項を次のように改める。

3 勤務時間条例第十五条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第十四条に次の四項を加える。

5 職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に申し出なければならぬ。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第四項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第三項の申出に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

第十四条の次に次の二条を加える。

第十四条の二 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）  
第十四条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

2 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条第一項の育児時間又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該育児時間及び当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第十七条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を、「第十五条第一項」の下に「又は第十五条の第二項」を加える。

第十九条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「勤務時間条例第十五条第二項に規定する介護を必要とする」の継続する状態を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「（当該指定期間が二週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」を加える。

第二十条第一項中「同項の」の下に「規定により介護休暇の」を加え、同条第二項中「又は介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

（平成二十八年改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定）

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年十二月青森県条例第六十六号。以下「平成二十八年改正条例」という。）附則第二項に規定する職員の申出は、勤務時間条例第十五条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成二十八年改正条例附則第二項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成二十八年改正条例附則第二項に規定する職員（以下「職員」という。）は、第二項の申出に基づき前項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限

る。( )に基づき次項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならぬ。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第三項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年一月一日から第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。 )又は第二項の申出に基づき第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。 )の全期間にわたり人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかでない場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。(準備行為)

7 第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第一条 人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第二条の二」を「第二条の三」に改める。

第三条中「第二条の二第三号ロ」を「第二条の三第三号ロ」に改め、同条第二号中「親である配偶者」を「親」当該子について民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。 )であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができる者に限る。 )を含む。 )である配偶者」に改める。

第二条 人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に、「同条第二項」を「同条第一号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円四十四銭